

## 伊根町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

### 第1 特定個人情報等の保護に関する考え方

伊根町では、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び伊根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊根町条例第23号。以下「独自利用条例」という。）に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号法においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に定められている措置の特例として、特定個人情報等を利用できる範囲を限定するなど、より厳格な保護措置を定めていることから、取扱規定及び安全管理措置等を整備し、職員等に厳守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

### 第2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱うすべての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

#### 1 法令厳守

次に掲げる特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を厳守する。

- (1) 番号法
- (2) 伊根町特定個人情報保護条例（平成17年第16号）
- (3) 独自利用条例
- (4) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

#### 2 安全管理措置

特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

#### 3 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び独自利用条例に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講じる。

#### 4 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき伊根町自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

## 5 継続的改善

伊根町情報セキュリティポリシー及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

## 第3 問い合わせ先

### 1 制度全般・特定個人情報等・情報システムに関すること

企画観光課 企画係

電話 0772-32-0502

### 2 通知カード及び個人番号カードに関すること

住民生活課 住民環境係

電話 0772-32-0503